

静岡県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設に次のとおり変更があった。

令和7年1月27日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本正幸

1 不在者投票のできる施設の変更

	施設名	所在地
新	社会福祉法人愛誠会 南熱海病院	熱海市下多賀477
旧	社会福祉法人愛誠会 南あたま第一病院	

	施設名	所在地
新	医療法人社団賢仁会 沼津はまゆう病院	沼津市錦町3番地の5
旧	医療法人社団賢仁会 杉山病院	

2 変更年月日 令和7年1月27日